

高知県市町村消費者行政推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県市町村消費者行政推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中において、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う消費生活の安定及び向上に向けた取組を支援することにより、消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とし、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 消費者行政推進事業（以下「推進事業」という。）

推進事業を活用することができる期間は、別表第1に定めるところによるものとする。

(2) 消費者行政強化事業（以下「強化事業」という。）

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、市町村とする。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の補助対象経費は、地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和7年3月31日付け消地協64号消費者庁長官通知）及び地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（令和6年3月28日付け消地協第33号消費者庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、別表第2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（交際費、食糧費及び知事が適当でないと認めた経費を除く。）とする。

(補助金の交付額の算定方法及び補助限度額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2に定める事業ごとに要する補助対象経費に補助率を乗じて得た合計額のうち、既に実施している事業分等消費者行政予算の自主財源分を除いた額から当該事業に係る収入額を控除した額と、実施要領に基づき県から提示された交付額の上限額とを比較して、少ない方の額とする。この場合において、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金交付申請書に記載すべき事項に必要があると認める事項を追加し、又はその一部を省略させることができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 推進事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、別記第2号様式による補助金交付変更申請書をあらかじめ提出し、知事の承認を受け、強化事業の内容及び経費の配分を変更する場合は、速やかに知事を通じて消費者庁長官に報告の上、その承認を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア 推進事業

- (ア) 推進事業の内容を変更する場合は、事業目的及び主な内容の変更以外の変更であって、交付金の支出額に変更を生じないもの又は変更を生じる支出額が別表第1の消費者行政推進事業に記載する事業ごとに20パーセント以内であるもの
- (イ) 経費の配分を変更する場合は、推進事業内の事業相互間における流用であって、いずれの事業においてもその変更が20パーセント以内であるもの

イ 強化事業

- (ア) 採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が30パーセント以内であるもの
- (イ) 採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更が30パーセント以内であるもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならないこと。ただし、補助事業を遂行する上で、一般競争入札に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号に掲げるいずれかの場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合
- 3 知事は、第1項の規定に基づく補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具又は仮設物の撤去その他の残務整理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の規定に基づき交付する補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合及びその交付については、第1項の規定に基づく取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。
- 5 前条第1項の規定は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をした場合について準用する。

(状況報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(概算払)

第 11 条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者は、補助金の交付の決定の後に概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業を完了し、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第 8 条第 1 項の規定により通知した補助金交付決定額（第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、通知を省略することができる。

(是正のための措置)

第 14 条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、当該補助事業についてこれに適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 7 条第 2 号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく知事の指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 補助事業者は、前条第 2 項の規定による交付の決定の取消し又は変更に係る補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から 20 日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第 17 条 補助事業者は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数を経過するまで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等について、別記第 6 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条第 1 項の実績報告書に別記第 7 号様式による取得財産等管理明細表を添えて提出しなければならない。

（立入調査等）

第 18 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該補助事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は関係先に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（次項において「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、知事が別に定める調査員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（グリーン購入）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）

に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第6号、第12条第3項、第14条から第18条まで、第20条及び第21条の規定については、同日以降も、なお効力を有する。
- 3 第6条の規定による申請は、この要綱の施行日前に行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。